

熊本県有明海区漁業調整委員会

第515回議事録

令和4年(2022年)12月12日開催

第 5 1 5 回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 4 年 (2 0 2 2 年) 1 2 月 1 2 日 (月) 午後 2 時から

開催場所 県庁本館 5 階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山義人 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一
平山泉 八塚夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) 小森田智大

(水産振興課) 課長補佐 鮫島守

(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭

議 事

(1) 議題

議 題

第 1 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第 2 号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬
暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第 5 1 5 回熊本有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10 名中 9 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

事務局

次に、資料の確認をさせていただきます。

「第 5 1 5 回熊本有明海区漁業調整委員会次第」という資料と「漁業関係法令集」という冊子を各 1 部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

それでは、橋本会長よろしく願いいたします。

議長

皆さんこんにちは。

今年の最後の委員会となりました。本日は2号議案まで上程しております。慎重審議よろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から第515回熊本有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は藤森委員と平山委員にお願ひいたします。

また、議事録作成後は、漁業法第145条第4項の規定により、熊本県のホームページに掲載し、公表することとします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願ひします。

それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。制限措置とは、漁業種類、漁業時期、操業区域などを総称した用語です。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料3ページから5ページに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集の見やすい方をご覧ください。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、大目流し網漁業、くちぞこ刺し網漁業、ばいかご漁業です。各漁業について説明いたします。

最初に、大目流し網漁業についてです。法令集の上から1枚目の裏

面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の図のような漁具を潮流を横切るように設置し、さわら、まながつお、たい等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド4番の参考図に橙色で色付けしている有共第11号共同漁業権漁場内と青色で色付けしている有共第21号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料2ページに記載のとおりとなっています。大目流し網漁業については、以上です。

次に、くちぞこ刺し網漁業についてです。法令集の上から2枚目の表面の5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業では、スライド5番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。今回、公示する制限措置の漁業時期は周年となっています。操業区域は、スライド6番の参考図に緑色で色付けしている有共第4号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料3ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については、以上です。

最後にばいかご漁業についてです。スライドは、7番と8番です。スライド7番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海、不知火海で操業されています。今回、公示を予定している操業区域は、スライド8番の参考図に赤色で色付けしている有共第7号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料4ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド9番をご覧ください。申請期間は、令和4年(2022年)12月14日から12月16日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なしの声

議長

はい。それでは特にないようですので、第1号議案については、特

に異議なく、「意見なし」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

はい、それでは第1号議案については「特に意見なし」と答申いたします。

議長

続きまして第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課の説明をお願いいたします。

水産振興課

水産振興課です。

第2号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。

資料は14ページをご覧ください。令和5年1月1日から始まる令和5管理年度の「まあじ」、「まいわし対馬暖流系群」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があります。熊本県の配分量については、どちらも「現行水準」となりました。現行水準となった過程については、次のページをご覧ください。

まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れを簡単にご説明します。「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料を載せております。図の左上をご覧ください。まずは、対象となる魚の資源量を調べるため、「資源調査」を行います。次に、その「資源調査」の結果をもとに、資源の状況について「資源評価」を行います。そして、資源を維持しながら最大の漁獲量が得られるよう「資源管理目標」を定め、その目標をもとに「管理措置」を実施します。管理措置に基づいて、実際に漁業者による「操業」が行われ、操業データは次の「資源調査」に活用される、という流れで資源管理が行われております。

漁獲量の上限を定めたあとの流れを下の図で説明いたします。まず年間漁獲可能量、つまり日本全体で年間に漁獲してよい上限値を水産庁が定め、大臣許可漁業を対象とした大臣管理漁獲可能量、各都道府県の沿岸漁業を対象とした都道府県別漁獲可能量、想定外の漁獲に備えるための国の留保枠に配分します。その後、本県では国の配分を受け、都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分するという流れになります。

次のページをご覧ください。漁獲可能量の配分について具体的に示

藤森委員 だから我々の感覚で言ったら輸入の枠に入っているものをIQと言
ってた。それとは違うのか。

藤森委員 例えばね、中国からノリが20万トンのIQ枠が入っている。韓国
が15万トンのIQ枠が入っている。今は30万、いや20何万トン
だったかな。そのIQの枠とマイワシのIQは違うのかな。

平山委員 ここにあるIQは輸入枠のIQとは別物です。関係ないです。

藤森委員 輸入枠じゃないわけだな。じゃあ分かった。

議長 じゃあいいですか。他にございませんか。

平山委員 先日、広域漁調委がございまして、私出席させていただいて、その
中でも資源評価の話をしておりまして、マイワシがですね、ここ数年、
資源が増えつつある。多分、昭和50年前後以来、40年ぶりぐらい。
資源が少しずつ増えているという明るいお話がございました。かつて
のようにですね、また、マイワシがわくような時代が来ればいいなと
いう思いで話を聞いておりましたが、残念ながら県内にはもうマイワ
シを獲る漁業がなくなってしまいましたけれども。

藤森委員 あれは棒受だったかな。

平山委員 まき網は全部廃業してしまいまして、牛深のまき網はなくなりまし
た。

藤森委員 テレビでありよったけど、(うわーっと飛んでから)あれ巻いて獲っ
ていた。

平山委員 棒受じゃないですかね。棒受けはまだ牛深に残っていますけど。
また魚が増えればいいなという思いで聞いておりました。以上でご
ざいます。

議長 それでは他にございませんか。

議長

ないようですので、第2号議案「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」は、第2号議案については、事務局が示した案のとおり回答してよろしいですか。

水産振興課

すいません。よろしいでしょうか。マイクをいただいたので。先ほどのTAC管理のところ、年間漁獲可能量7ページですね、トータルアロウアブルキャッチの頭文字をとってTACと言うんですけど、個別の管理は7ページの上の方にインディビジュアルクォータと書いてありまして、先ほどIQと言ったのが個別割当方式という形で、漁獲可能量を漁業者とか漁船ごとに割り当てる方式をインディビジュアルクォータと言います。

先ほど藤森委員さんの方から言われていたIQ、海苔の方はですねインポートクォータといってですね、輸入の枠という言い方になりますので、同じIQという言い方をしてもですね、意味が異なるということです。すみません。補足の説明をさせていただきました。以上です。

議長

はい、他にございませんか

それでは第2号議案については「特に意見なし」で答申します。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

意見なしの声

議長

事務局からはありませんか。

事務局

ありません。

議長

それでは、これをもちまして第515回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆さんお疲れでございました。